

京都市環境保全活動センター指定管理者募集要項（案）

京都市環境保全活動センター（以下「センター」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 申請の資格

応募資格は、法人その他の団体であって、次の各号に掲げる要件に該当する団体とする。

- (1) 当該施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有していること
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者あるいは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法令に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が次に掲げる公租公課を滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 京都市の市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び事業所税）

エ 京都市の水道料金及び下水道使用料

2 施設の概要

- (1) 名 称 京都市環境保全活動センター（愛称：京エコロジーセンター）
- (2) 所 在 地 京都市伏見区深草池ノ内町 1 3 番地
- (3) 敷 地 面 積 1, 0 5 6. 0 0 平方メートル
- (4) 延 床 面 積 2, 7 0 3. 4 9 平方メートル
(目的外使用許可部分 9 4. 0 4 平方メートルを含む)
- (5) 構 造 鉄筋コンクリート造地上 3 階

- (6) 竣工年月日 平成14年3月21日
- (7) 主な施設内容 1階 エントランスホール、常設展示コーナー、視聴覚室
2階 企画展示・ワークショップコーナー、情報コーナー、事務室、
活動支援室
3階 交流コーナー、実習室、会議室、資料印刷室、こどもひろば
屋上 屋上広場
- (8) 使用料

区分	使用料		
	午前	午後	夜間
第1会議室	2,000円	2,600円	2,900円
第2会議室	1,600円	2,100円	2,400円
視聴覚室	4,100円	5,300円	6,100円
実習室A	2,100円	2,800円	3,100円
実習室B	2,100円	2,800円	3,100円
付属設備	別紙1「貸与備品一覧」参照		

備考 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

3 業務の概要

(1) 概要

センターは、「地球温暖化防止京都会議（COP3）」の開催を記念し身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで幅広い視点に立った環境意識の定着を図ることを目的とし、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で環境にやさしい実践活動の拠点として設立した。

指定管理者は、この設立目的を踏まえ、下記（2）に掲げる本施設の運営や維持管理に係る業務及び下記（3）に掲げる各種の事業の実施を行うものとする。

(2) 施設の管理等

ア 京都市環境保全活動センター条例（以下「条例」という。）第5条に規定する使用許可に関すること。

イ センターの施設の目的外使用許可に係る書類の受付及び許可書発行補助事務に関すること。

ウ センターの使用料（センターの施設の目的外使用許可に係る使用料を含む。）の徴収等の公金徴収事務に関すること。

エ センターを条例第1条に定める設置目的に従って利用に供すること。

オ センターの施設、付属設備及びその他物品の維持管理及び安全に関すること。

カ その他センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項

※ 本市はセンターに「電気自動車用充電設備」を設置しており、別途、管理業務委託契約を締結する予定です。

(3) 事業の実施

ア 普及啓発事業

館内案内及び事業紹介、展示解説等の実施や、環境意識の向上を図るための参加型のイベントやワークショップ等を通じて普及啓発を行う事業（展示物の改善及び更新、京都市内のイベントにおけるブース出展を行うことを含む。）

イ 環境学習事業

講師の派遣や環境副読本の改定をはじめとする環境関連の教材及び学習プログラムを開発する等の環境学習事業

ウ 環境ボランティア活動事業

環境ボランティア（注1）を募集し、案内活動の能力向上に向けた研修や自主活動を充実させる事業

エ 環境保全活動人材養成事業

市民、学生、教職員等を対象に、環境保全活動を担う人材を発掘・養成する事業

オ 環境保全活動支援事業

市民、NPO、事業者等による幅広い環境保全活動を対象にその活動を支援する事業

カ 情報提供事業

市民活動の活性化を図るための情報拠点として、ホームページの運用やメールマガジンの構築等インターネットを利用したもの、環境ボランティアのネットワーク等を活用し、情報発信を行う事業

キ 広報・周知事業

センターや、センターで行う様々な事業、活動を広報（A4判8ページ程度の広報誌の年6回以上発行等）、周知する事業

（注1）環境ボランティアは、センターを中心に活動し、来館者に対する館内の展示、環境に配慮した設備の紹介や、テーマごとに分かれて、環境学習プログラムの開発やイベントの企画・実施などを行う。

【参考】平成23年度において実施した事業

別紙2「事業報告書」のとおり

4 運営に係る基本的事項

(1) 基本的事項

ア 開所時間

午前9時から午後9時まで。ただし、展示コーナーについては午前9時から午後5時まで（条例第4条）。

イ 休所日

木曜日（木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月26日から同月31日まで（条例第4条）。ただし、指定管理者

は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
なお、平成 28 年度前後に施設改修を予定しており、改修内容によっては、一時休館の可能性あります。

ウ 入館料
無料

(2) 職員配置

ア 環境保全に関する専門的知識を有し、かつ活動経験を有する又は同程度の知識経験を有すると認める者を、開所時間帯において常時 2 名以上配置すること。

イ 各種業務における責任体制を確立すること。

ウ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望にこたえられるものとする。

(3) 市民、市民団体等の意見の事業運営への反映

事業の運営に係る事業方針・計画・長期的な事業並びに利用団体及び事業者等とセンターが連携する事業の企画・立案等について、市民、市民団体、企業、学識経験者等の意見を反映すること。

(4) 指定期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（4 年間）

(5) 仮の協定書の締結

指定管理者の候補となる者を選定した後に、詳細について仮の協定書を取り交わすものとする。

(6) 指定管理者の収入

ア 本市からの委託料を指定管理者の収入とする。

イ 委託料は、指定候補者から提案された金額を基に、本市と指定候補者との間で協議の上、市会において指定管理者の指定に関する議案の議決があった後、正式な協定書の中で決定する。

ウ 委託料については会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）を基準として、四半期ごとに支払うこととする。

エ 環境保全活動に関する講座等の実施にあたり、利用者から料金を徴収する場合は、事前に京都市と協議を行うこと。その場合に得られた収入については、指定管理者のものとする。

オ 会議室等の使用料は、市の歳入として市に納付することとしており、指定管理者の収入とはならない。

【参考】平成 24 年度予算における施設管理運営に関する委託料 148,338 千円

なお、具体的な年度ごとの委託料は、締結する協定書の中で定めるものとする。

【参考】直近の決算額及びその内容

平成 23 年度決算 160,777,468 円

支出内訳	管理費（人件費・租税公課等）	88,931,799 円
	建物管理費（光熱水費・清掃管理等）	22,514,779 円
	事業費（情報発信・交流事業等）	48,411,040 円
	その他（備品購入等）	919,850 円

（７）計理の明確化

指定管理者は、委託業務の執行について、他の事務と区別してその計理を明確にしなければならない。

（８）納税義務

指定管理者は、市民税、府民税、消費税、法人税、事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

（９）運営に係る留意事項

ア 本施設の修繕

施設全体に係る大規模改修については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、京都市の負担を基本とするが、その他の修繕（施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能の現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とする。

イ 物品の管理

指定管理者は、センターの施設運営に関し、本市が貸与する市有物品及び市有外物品（リース契約等による事務機器等）について、京都市が示す台帳及び管理帳票等を備え、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

また、委託料で購入した物品は、市有物品及び市有外物品と区別して整理し、指定管理者の責任において管理するものとする。

ウ 業務の再委託

包括的な業務の再委託については、認めない。個別の業務の再委託については、事前に本市と協議を行うものとする。

エ 文書の保存

指定管理者は、センターの管理運営業務に関して作成し、又は取得した書類、帳簿その他の文書を区分ごとに整理し、完結した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存するものとする。

オ 各種報告書の提出及び公表

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 8 条に基づき、センターの管理運営業務に関し、次に該当する事項等を記載した事業報告書を作成し、本市へ提出すること。

- ・センター管理運営業務の実施状況及び利用状況
- ・センター管理運営に係る経費の収支状況

- ・アンケート等により把握した利用者の満足度やニーズの状況
- ・指定管理者による管理運営業務の自己評価
- ・その他センターの管理に関する重要又は異例な事項

また、事業報告書は市民に分かりやすく公表し、センターの管理状況の公開に努めること。

カ 調査、監査及び検査

本市は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は計理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

また、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査委員による監査、同法第 252 条の 37 第 4 項の規定に基づく包括外部監査人による監査、地方自治法施行令第 158 条第 4 項の規定に基づく会計管理者による検査を行うことがある。

キ 秘密保持義務

指定管理者の役員及び職員は、センターの管理運営業務に関して知り得た秘密を漏らし又は自己の利益のために利用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは取り消され、又はその職務を退いた後も同様とする。

ク 個人情報保護

指定管理者は、センターの利用者等に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じるものとする。

ケ 情報公開

指定管理者は、センターの管理運営業務に関し保有する情報公開について、必要な措置を講ずるものとする。

コ 法令等の遵守

業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、京都市環境保全活動センター条例、京都市環境保全活動センター条例施行規則その他関係法令を遵守するものとする。

サ 環境マネジメントシステムに基づく環境負荷の低減

施設の管理及び業務の実施に当たっては、ISO14001 又は K E S の基準に基づき、環境目標の設定、実施計画の策定及び実施体制の整備を行い、環境負荷の低減に努めるものとする。

シ 危機管理対応

自然災害、人為災害や事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に備えて、危機管理体制を構築するとともに対応マニュアルを作成し、本市に提出するとともに災害時の対応について随時訓練を行うこと。また、災害時等において遅滞なく適切な措置を講じたうへ、本市をはじめ関係機関に通報するとともに、本市の応急対策に準じた対応を行うこととする。

ス 事業の継続が困難となった場合の措置

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、本市は指定を取り消すことができる。この場合、本市に生じた損害は指定管理者が京都市に賠償することとする。

- ・ 不可抗力等による場合

不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合、本市及び指定管理者は事業継続の可否について協議することとする。その結果、本市は、事業の継続が困難であると判断した場合、その指定を取り消すことができることとする。

セ リスクの負担区分

センターの管理運営に際し予測されるリスクに関する本市と指定管理者との負担区分は、次の表に掲げるとおりとし、協定書を締結する段階で双方協議のうえ定めるものとする。

リスクの負担区分表

リスクの種類内容	内 容	負担区分	
		本市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営業務に影響を及ぼす法令等の新設及び変更に関するもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の新設及び変更に関するもの		○
経費の増大	本市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	税制の変更，物価上昇，金利変動その他本市以外の要因によるもの		○
	ネーミングライツ導入によるもの	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更，中止又は延期	(その都度協議)	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	本市の都合によるもの	○	
第三者への損害	業務の執行に伴うもの	○	○ (注)
	施設及び設備等の瑕疵によるもの	○	
施設管理等	京都市の事情による保守，点検費用の増加	○	
	上記以外の保守，点検費用の増加		○
	経年劣化，構造上の瑕疵等による大規模修繕	○	
	上記以外の修繕及び修理		○
	施設及び設備等の瑕疵等，本市の責任による管理運営業務への影響	○	
	上記以外による管理運営業務への影響		○
	上記以外のもの	(その都度協議)	
苦情への対応	指定管理者が適切に業務を執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外のもの	○	

(注) 本市が負担した場合において，指定管理者に故意又は重大な過失があるときは，本市は指定管理者に求償する。

(10) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために，本市が行う指示に従わないとき，その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは，地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき，指定管理者の指定を取り消し，又は期間を定めて管理の業務を全部又は一部の停止を命じることがある。

5 選定の手順

平成24年8月17日（金）～9月18日（火）

8月24日（金）

8月27日（月）～8月31日（金）

9月10日（月）

9月12日（水）～9月18日（火）

9月下旬

10月上旬

募集要項の配布



現 地 見 学 会



質 疑 の 受 付



質 疑 の 回 答



申請書類の受付期間



書類選考，ヒアリング，プレゼン
テーション，実地調査（※1）



指定候補者の選定

※ 必要に応じて、申請者が運営する類似施設等の実地調査を行います。

6 申請手続き

（1）申請方法

下記により、申請書類を提出してください。

ア 提出書類

別紙3「提出書類一覧」のとおり

イ 受付期間

平成24年9月12日（水）から平成24年9月18日（火）まで（土日祝は除く）

受付時間は午前9時から午後5時まで

※書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえご来庁ください。

ウ 受付場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

（2）現地見学会

希望する団体（本要項中の「1 申請の資格」を満たす者）を対象に、8月24日（金）午後2時からセンターの施設見学会を実施する。希望する団体は、8月23日（木）午後5時までに京都市環境政策局地球温暖化対策室に電話で連絡すること。

（3）質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

ア 質疑の資格者

本要項中「1 申請の資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書で持参するか、電子メールで送信してください。	① 受付期間 平成24年8月27日（月）から8月31日（金）まで （土日は除く） 午前9時から午後5時まで ② 受付場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市環境政策局地球温暖化対策室 電子メールアドレス ge@city.kyoto.jp

ウ 回答

回答は、平成24年9月10日（月）までに質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します（受信確認を返信すること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に対し別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所においても希望者に配布等を行います。

（4）関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

（5）追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

（6）ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施します。

（7）プレゼンテーションの実施

指定候補者の選定に当たっては、京都市が設ける選定委員会に対するプレゼンテーションの機会を設定します。日時及び場所については、別途本市から指定します。

（8）申請者が運営する類似施設等の実地調査

本市が必要と認める場合は、申請者が運営する類似施設等の実地調査を行います。

（9）申請書類の無償使用

本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を許可なく無償で利用できるものとします。

（10）費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

（11）応募の辞退

応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとします。

(12) その他

ア 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁止します。

イ 第三者の権利の侵害

申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うものとします。

7 指定候補者の選定

(1) 指定管理者の候補となる者（以下「指定候補者」という。）の選定方法

本市が設置する選定委員会の選定に基づき、市長が決定します。主な審査項目は別紙4「京都市環境保全活動センター指定候補者審査項目及び審査基準」のとおりです。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) 審査結果

指定候補者の選定は、平成24年10月上旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名簿）、選定した指定候補者名及び審査内容の概要については公表します。

(4) 仮協定書の締結

指定候補者の選定後、仮の協定書を締結します。

(5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都市会に付議し、議決を受けることになります。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、市会が議決しなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が京都市環境保全活動センター運営事業の実施を準備するために要した費用及び事業アイディア等の対価については、一切補償しませんのでご了承ください。

8 要項の遵守

指定候補者が、この要項を定める事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

9 問い合わせ先

(1) 住所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室（担当 中筋，青島）

(2) 電話

075-222-4555

(3) 電子メールアドレス

ge@city.kyoto.jp

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

指定管理者指定申請書

京都市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により，指定管理者の指定について下記のとおり申請します。

記

(ふりがな) 申請団体の名称	印
(ふりがな) 代 表 者 名	印
(ふりがな) 主たる事務所の所在地	
申請する施設の名称	京都市環境保全活動センター

指定管理者指定申請者連絡先

申請団体の名称			
主たる事務所の所在地			
主たる 事務所 の連絡 先	電話番号		
	FAX 番号		
	電子メール アドレス		
主たる事務所における 担 当 者 名 ※ 2			
申請に係る連絡先※ 1	事務所の所在地		
	連絡先	電話番号	
		FAX 番号	
		電子メール アドレス	
	担当者名 ※ 2		
緊急連絡先※ 3	電話番号		
	担当者名 ※ 2		

※ 1 申請に係る事務所が主たる事務所と同一の場合は，記入不要

※ 2 担当者名については，実務担当者を含め複数人数記入すること（緊急連絡先を除く。）。

※ 3 緊急連絡先については，常時必ず連絡がとれる電話番号及び担当者名を記入すること。

年 月 日

(申請団体)

所 在 地

団体の名称

代 表 者 名

㊟

誓 約 書

京都市環境保全活動センターの指定管理者の申請に当たり、募集要項の応募資格を定める次の要件を満たしていることを誓約します。

- 1 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者ではないこと。
- 3 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 4 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- 5 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。

[参照条文]

○ 刑法

(公契約関係競売等妨害)

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(贈賄)

第198条 第197条から第197条の4までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束した者は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

水道料金・下水道使用料納付証明請求書

平成 年 月 日 請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長
(京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名 

京都市公の施設の指定管理者申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使 用 者 名

(注) 検針区、使用者コード、水栓番号及び使用者名の欄は、領収書又は水道使用水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

水道料金・下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はありません。

平成 年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長 

様式2

現在運営している施設の実績

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－1

施設運営の基本方針等

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－2

職員配置等
(1) 職員配置の考え方
(2) 人材確保・育成の考え方

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3-3

事業運営の基本方針及びサービス向上の取組
※京都市環境保全活動センターの入館者数の増加，会議室収入の増加，図書コーナーの活性化に向けた方策についても記載してください。

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－4

環境負荷低減のための計画書

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－5

事業計画等（実施しようとする事業の内容）

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－6

危機管理に関する考え方

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式 3－7

その他の取組

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。

事業収支計画書

	項目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
収入	京都市からの委託料				
	収入合計				
支出	管理費				
	事業費				
	建物管理費				
	その他				
	支出合計				

※ 記載欄が不足する場合等については、別紙（様式任意）により記載してもよい。

様式4－2

4年間の運営方針

※ 記載欄が不足する場合等については，別紙（様式任意）により記載してもよい。